

令和4年3月30日

私立学校情報機器整備費補助金
(学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業)に係る質問への回答

標記補助事業に係る事務にご協力いただき、誠にありがとうございます。
全般的なご質問への回答を共有いたします。本補助金のご活用にあたって参考としていただければ幸いです。

問1 既に教員端末は整備済みのため、周辺機器のみの申請でもよいか。
対象となる場合、補助上限額の算出方法はどのようになるか。

(答)

1. 今回の募集は、指導用コンピュータの整備を目的としたものであり、指導用コンピュータを整備する場合に限って、当該コンピュータと接続することを前提とした、その他周辺機器の整備も可能とします。そのため、端末整備を伴わない場合は、「私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費)」を活用してください。

問2 補助対象経費の中に、「大型提示装置」、「遠隔教育支援ツール」、「その他授業高度化機器」とあるが、具体的にどのような機器を想定しているのか、一例をご教示ください。

(答)

「大型提示装置」

1. 電子黒板、プロジェクター、大型ディスプレイ等、デジタルコンテンツを大きく提示する機能を有する機器などが考えられます。
2. なお、黒板のホワイトボード張替は対象外です。

「遠隔教育支援ツール」

1. オンライン授業等を実施する際に使用する、映像スイッチャー、多分岐アダプター、キャプチャーボードなどが考えられます。

「その他授業高度化機器」

1. 個別具体の事例を網羅的にお示しすることは困難です。ICTを活用した授業環境の高度化に資する機器に該当するものが補助対象となり得ますが、判断に迷う場合は、個別にご質問いただくと幸いです。
2. なお、ネットワーク機器及び工事は対象外です。

問3 「4. 補助対象整備台数」に係る、教員の定義をお教えてください。
校長、副校長、教頭、養護教諭、栄養教諭等は、含まれますか。

(答)

1. 補助上限額算定に使用する「教員数」は、学校基本調査で計上している令和3年5月1日現在の教員数(非常勤を含む。ただし、校長、副校長、教頭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の数は除く。)とします。

問4 端末スペックの仕様はありますか。

(答)

1. 端末スペックに指定はありません。各学校の使用目的に等を踏まえてご検討ください。

問5 不採択の業者の見積書の写しは必要でしょうか。

(答)

1. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写しについては、3社以上提出することが必要です。

問6 3社見積について、ネット販売を利用する際、見積書を発行できない場合は検索時の表示価格が記載されているページの印刷でよろしいでしょうか。

(答)

1. 性能等について同一条件の比較ができるものであれば、見積書発行によらず、検索時の表示価格が記載されているページの印刷を提出いただいても差し支えありません。
2. 製品が複数にわたる場合は、比較がわかるように表にまとめてください。